

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鳥栖市長 向 門 慶 人

市町村名 (市町村コード)	鳥栖市 (412031)
地域名 (地域内農業集落名)	鳥栖地区 (轟木町・藤木町・今泉町・真木町・高田町・安楽寺町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

鳥栖地区は市南部中央に位置し、東は国道3号線、南は宝満川、西は安良川に囲まれている。市道酒井西・真木線以南には平坦な農地が広がっており、多くが土地改良事業により圃場整備された優良な農地である。  
本地区の農業者については、様々な経営規模の農業者と、鳥栖南部地区営農組合が中心となっており、隣接する久留米市からの入作も少なくない。  
本地区においては土地利用型の農業が主であり、米・麦・大豆にばれいしょ・タマネギなどの露地野菜やアスパラガスなどの施設野菜を組み合わせ、農地の効率的な利用と収益性の高い農業経営を行っている。また、実需者からのニーズに応じた作物を生産するなどして、創意工夫により経営発展を図ってきたところである。

【鳥栖地区の基礎的データ】(2020農林業センサスより)

総農家数:85戸

農業経営体:56経営体

主な作物:水稲142ha、小麦60ha、大豆10ha、キャベツ4ha、玉ねぎ3haなど

【協議の場での意見】

- ・集約に向けて話し合うのであればより細かく地区別(水利組合単位)に話し合いを行ったほうがよいのでは。
- ・小作料の違い、土壌の性質、地権者との関係などの問題があり、簡単に集約することは難しい。
- ・土地の売買をどこに相談したらよいのかが分からない。土地の出し手と借り手を把握できるようにしてほしい。
- ・耕作者ごとの高齢化率を示してほしい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

- ・米麦を中心に転作として大豆、施設野菜、露地野菜の取組み拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	296.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	296.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域内農用地(青地)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 ・将来の担い手への集積・集約を推進する。	※
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ・農地の貸借契約について農地中間管理事業への移行をすすめる。	※
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

<p>【選択した上記の取組方針】</p>
----------------------